

規制の事前評価書（金融庁）

1. 政策の名称

電子決済等代行業に係る制度整備

2. 担当部局

金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室

3. 評価実施時期

平成 29 年 3 月 2 日

4. 規制の目的、内容及び必要性

(1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

① 現状

近年、金融サービスをめぐる環境が変化する中において、顧客からの委託を受け、顧客と金融機関の間で、サービスの仲介を行う業者が登場している。とりわけ、IT 技術の進展に伴い、FinTech 業者を中心に、決済に関し、顧客からの委託を受け、IT 技術を活用して、銀行に顧客の決済指図を伝達し、又は、銀行から口座に係る情報を取得し顧客に提供する業者（電子決済等代行業者）が拡大しており、決済サービスにおいて重要な役割を果たすようになってきている。

② 問題点

現行の銀行法等においては、銀行等からの委託を受け、銀行と顧客との間で、預金、貸付、為替取引等を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行う場合には、銀行代理業等として規制の対象となるが、電子決済等代行業のように、顧客からの委託を受け、銀行と顧客との間で、サービスの仲介を行う業者については、規制の対象となっていない。

③ 規制の新設又は改廃の目的及び必要性

こうした現状を踏まえ、銀行等のシステムの安定性・利用者保護を図るとともに、銀行等との連携・協働（オープン・イノベーション）を促進し、利用者利便の向上に資する観点から、電子決済等代行業者に登録制を導入し、検査・監督に係る制度等を整備することが必要である。

また、利用者保護の充実・利便性向上等の観点及び業界の健全な発展に向けた事業者による自主的な取り組みを推進するため、電子決済等代行業者を会員とする事業者団体の認定制度を整備することが必要である。

(2) 法令の名称、関連条項とその内容

イ 電子決済等代行業者の登録制の創設（新設）

- ① 銀行法第7章の5
- ② 農業協同組合法第5章の2
- ③ 水産業協同組合法第7章の3
- ④ 信用金庫法第9章の3
- ⑤ 協同組合による金融事業に関する法律第6条の5の2～第6条の5の10（章番号なし）
- ⑥ 労働金庫法第9章の4
- ⑦ 農林中央金庫法第9章の3
- ⑧ 株式会社商工組合中央金庫法第8章の2

ロ 電子決済等代行業者に対する行為規制等（新設）

- ① 銀行法第7章の5
- ② 農業協同組合法第5章の2（銀行法を準用）
- ③ 水産業協同組合法第7章の3（銀行法を準用）
- ④ 信用金庫法第89条（銀行法を準用）
- ⑤ 協同組合による金融事業に関する法律第6条の5の10（銀行法を準用）
- ⑥ 労働金庫法第94条（銀行法を準用）
- ⑦ 農林中央金庫法第9章の3（銀行法を準用）
- ⑧ 株式会社商工組合中央金庫法第8章の2

ハ 電子決済等代行事業者協会の認定制度の整備（新設）

- ① 銀行法第7章の5
- ② 農業協同組合法第5章の2
- ③ 水産業協同組合法第7章の3
- ④ 信用金庫法第9章の3
- ⑤ 協同組合による金融事業に関する法律第6条の5の2～第6条の5の10（章番号なし）
- ⑥ 労働金庫法第9章の4

- ⑦ 農林中央金庫法第9章の3
- ⑧ 株式会社商工組合中央金庫法第8章の2

(3) 規制の新設又は改廃の内容

イ 電子決済等代行業者の登録制の創設

電子決済等代行業者は登録制とするほか、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の所要の検査・監督規定を設ける。

ロ 電子決済等代行業者の行為規制等

電子決済等代行業者に対し、利用者等に対する情報の提供、情報の安全管理措置を求めるほか、電子決済等代行業を行うに際し、銀行等と契約を締結し、利用者に損失が生じた場合の補償に関する事項や情報の安全管理に関する措置について定めることを求める。

ハ 電子決済等代行事業者協会の認定制度の整備

電子決済等代行業者を会員とする事業者団体の認定制度を整備する等の制度整備を行う。

5. 想定される代替案

イ 電子決済等代行業者の免許制の創設

電子決済等代行業者について免許制とする。

ロ 電子決済等代行業者の行為規制等

本案と同様の行為規制に加えて、金融庁所管業者において免許制が導入されている銀行や保険会社等における規制等と同水準の規制を導入する。

ハ 電子決済等代行事業者協会の認定制度の整備

事業者団体に関する認定制度を設けず、事業者団体の自主的な取組みに委ねる。

6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）

(1) 遵守費用

① 本案

イ 電子決済等代行業者の登録制の創設

登録申請に係る事務費用、行政機関への報告に係る費用等が発生す

る。

- 電子決済等代行業者の行為規制等
電子決済等代行業者に係る行為規制の実施に要する費用が発生する。

- ハ 電子決済等代行事業者協会の認定制度の整備
事業者団体に関する認定制度に関して、事業者団体において認定申請に係る事務費用、認定業務を実施するための体制整備費用、行政機関への報告に係る費用等が発生する。

② 代替案

- イ 電子決済等代行業者の免許制の創設
免許申請に係る事務費用、行政機関への報告に係る費用等が発生する。

- 電子決済等代行業者の行為規制等
本案と同様の行為規制に加えて、銀行や保険会社等における規制等と同水準の規制の実施に要する費用が発生する。

- ハ 電子決済等代行事業者協会の認定制度の整備
事業者団体に関する認定制度を設けない場合、認定申請に係る事務費用、行政機関への報告に係る費用等は発生しない。

(2) 行政費用

① 本案

- イ 電子決済等代行業者の登録制の創設
登録に係る受付及び審査業務等の事務費用が発生する。

- 電子決済等代行業者の行為規制等
行為規制の実施状況に係る検査・監督費用が発生する。

- ハ 電子決済等代行事業者協会の認定制度の整備
事業者団体の認定制度に関して、認定に係る事務費用、検査・監督費用が発生する。

② 代替案

イ 電子決済等代行業者の免許制の創設

免許に係る受付及び審査業務等の事務費用が発生する。

ロ 電子決済等代行業者の行為規制等

行為規制及び銀行や保険会社等における規制等と同水準の規制の実施状況に係る検査・監督費用が発生する。

ハ 電子決済等代行事業者協会の認定制度の整備

事業者団体の認定制度を設けない場合、新たな費用は発生しない。ただし、利用者からの苦情の申出や相談が行政機関に寄せられ、その対応費用が発生する可能性がある。

(3) その他の社会的費用

① 本案

イ 電子決済等代行業者の登録制の創設

新たな費用は発生しない。

ロ 電子決済等代行業者の行為規制等

新たな費用は発生しない。

ハ 電子決済等代行事業者協会の認定制度の整備

新たな費用は発生しない。

② 代替案

イ 電子決済等代行業者の免許制の創設

免許制は、登録拒否要件に該当する場合を除き登録しなければならないとする登録制と比して厳格な要件となるため、電子決済等代行業が新たな事業であることを踏まえれば、過度な参入障壁となる可能性がある。

ロ 電子決済等代行業者の行為規制等

銀行や保険会社等における規制等と同水準の規制の遵守に要する費用が、利用者に転嫁される可能性がある。

ハ 電子決済等代行業者協会の認定制度の整備

事業者団体の認定制度を設けない場合、電子決済等代行業者の利用者にとって、利用者からの苦情の処理を適切に実施できる事業者団体なのか判断が困難となり、利用者保護が十分確保できないという社会的費用が発生するおそれがある。

7. 規制の便益（代替案における便益も含む。）

① 本案

イ・ロ 電子決済等代行業者の登録制の創設及び行為規制等

電子決済等代行業について登録制を導入することにより、登録拒否要件に該当する（業務を適切に行うための要件を満たさない）不適格な事業者の参入を排除することができ、業界の信頼性の向上に資する。また、登録を受けた事業者に対して、利用者保護のための各行為規制及び必要に応じ監督上の措置を講じることを通じ、利用者が安心してサービスを受けることができる環境の整備を促すことで、その利用が拡大していく可能性がある。利用の拡大は、業界内において適正な競争を生むこととなり、利用者へのサービス向上や新サービスの開発等、業界のイノベーションの進展に資する可能性がある。

ハ 電子決済等代行業者協会の認定制度の整備

事業者団体の認定制度に関し、一定要件を満たす団体を認定する枠組みを法律に設けることにより、電子決済等代行業者が業界として行う利用者保護等に関する自主的な取組みが推進される。また、電子決済等代行業者の利用者が苦情の申出や相談を行うべき窓口が明らかとなり、事業者団体を通じてトラブルの解決が促される。

② 代替案

イ・ロ 電子決済等代行業者の免許制の創設及び行為規制等

代替案の場合、免許制による厳格な参入規制及び検査・監督を導入することとなるため、利用者保護の観点からは、本案より高い便益が期待される。

ハ 電子決済等代行業者協会の認定制度の整備

代替案の場合、利用者保護が十分に確保できないことも想定され、

利用者保護の観点からは、本案に比べ劣るおそれがある。

8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

（1）費用と便益の関係の分析

イ・ロ 電子決済等代行業者の登録制の創設及び行為規制等

本案の場合、電子決済等代行業における登録申請等の遵守費用及び検査・監督等の行政費用が発生する。一方、利用者保護のための措置を含めた電子決済等代行業に係る制度整備を行うことにより、業界の信頼性を高めるとともに、利用者の増加や業界内の適正な競争環境を通じたサービスの向上等に寄与することとなる。この便益の増加というプラスの効果は、新たな費用の発生というマイナスの効果を上回ると考えられることから、本案は適当と考える。

ハ 電子決済等代行事業者協会の認定制度の整備

本案の場合、事業者団体の認定制度に関し、事業者団体における認定申請等の遵守費用及び検査・監督等の行政費用が発生する。一方、事業者団体に対する認定制度を設けることにより、利用者保護等に関する業界の自主的な取組みの推進や、苦情・相談の窓口が明らかになることによる事業者団体を通じたトラブル解決の促進が図られる。この便益の増加というプラスの効果は、新たな費用の発生というマイナスの効果を上回ると考えられる。

以上から、本案は適当と考える。

（2）代替案との比較

イ・ロ 電子決済等代行業者の免許制の創設及び行為規制等

代替案の場合、本案よりも参入規制や行為規制等が厳格となるため、利用者保護の観点からは、本案よりも便益面でプラスに働くと考えられる。

他方、厳格な参入規制・検査・監督等を導入することとなるため、検査・監督等の行政費用が本案以上に発生するほか、事業者が負担する遵守費用は本案を上回る事となる。また、当該費用が利用者に転嫁され、利用者の利便性向上を阻害する可能性がある。加えて、電子決済等代行業が新たな事業であることを踏まえると、厳格な参入規制及び行為規制等の導入が過度な規制となり、イノベーションの進展を阻害し、業界の縮小・衰退というマイナスの効果を生む可能性がある。

以上より、代替案は、利用者保護の点から本案を上回る便益があるもの

の、遵守費用・行政費用の増大に加え、業界の健全な育成やイノベーションの進展、利用者の利便性向上を阻害するおそれがあるという点を勘案すれば、得られる便益以上にマイナスの効果が大きくなると考えられる。このため、本案が適当であると考えられる。

ハ 電子決済等代行業者協会の認定制度の整備

代替案の場合、利用者保護が十分に確保できないことも想定され、便益について本案に比べ劣るおそれがある。

他方、遵守費用については、事業者団体の認定申請に係る事務費用等が発生しないため本案より低くなると考えられる一方、行政費用については、行政機関に対して利用者から多数の苦情の申出や相談が寄せられ、その対応費用が発生する可能性があり、本案より高くなるおそれがあると考えられる。さらに、代替案の場合、利用者にとって、事業者団体において苦情処理を適切に実施できるか否かの判断が困難となり、利用者保護が十分確保できないという社会的費用が発生するおそれがある。

以上より、代替案は本案より便益は小さく費用は大きくなると考えられるため、本案を選択することが適当であると考えられる。

9. 有識者の見解その他関連事項

金融審議会「金融制度ワーキング・グループ報告 ～オープン・イノベーションに向けた制度整備について～」(平成 28 年 12 月 27 日)において、利用者保護を図りながら、オープン・イノベーションを関係者において健全かつ適切に進めていくことができるようにするための制度的な枠組みとして、電子決済等代行業者に関する法制の整備を行うことが必要であるとされている。

10. レビューを行う時期又は条件

銀行法等の一部を改正する法律の施行後 3 年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

11. 備考

特になし。